

(通知書サンプル)

〒520-8516

滋賀県大津市京町三丁目1-1

法務太郎 様

法務局で管理し
ている番号通知書の送付先（下記登記名義人の
法定相続人のうち、任意の方）

長期間相続登記等がされていないことのお知らせ

平素より法務行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

この度、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第40条に基づき当局において調査した結果、下記の土地について、長期間にわたり相続登記等がされていないことが判明いたしました。つきましては、当該土地の不動産登記簿上の所有者の法定相続人の地位（戸籍等によってその旨を確認することができた方）にある貴殿に対し、その旨を通知いたします。

当局から長期相続登記等未了土地解消作業により判明した法定相続人に本通知をお送りしていることについては、大津地方法務局HPに掲載しております。

今後も相続登記等の手続がされない状態が続きますと、更なる相続が発生するなどして権利関係が複雑となり、将来の登記申請が更に困難になるおそれがあります。この機会に、必要な登記申請を行っていただきますよう御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、既に家庭裁判所で相続放棄の手続を済まされている場合など、貴殿が登記簿上の所有者の法定相続人の地位にない場合には、改めて法定相続人の地位にある方に通知等をする必要がありますので、お手数ですが、当局まで御一報いただけますと幸いです。

その他、本通知の内容に関して御不明な点や、御質問等がございましたら、当局までお問い合わせください。

また、相続登記等に関する相談につきましては、全国の司法書士会において、別添チラシのとおり相談窓口を設けておりますので、お知らせします。

おって、既に相続登記等の登記申請手続が完了している等の行き違いがございましたら、御容赦願います。

記

- 不動産番号及び不動産所在事項
1600000000000 滋賀県大津市
- 現在の所有権の登記名義人
滋賀県大津市
法務 花子
- 法定相続人情報の作成番号
1600-2020-0000

複数の不動産を所有している場合、
「他別紙のとおり」と記載

本通知は、法定相続人が複数いらっしゃる場合には、
任意の1名の方に送付しています。

滋賀県大津市京町三丁目1番1号
大津びわ湖合同庁舎
大津地方法務局 登記部門（担当： ）
連絡先：077-522-4671（番号案内 ）